

第八十七回国 参議院 法務委員会 會議録 第六号

昭和五十四年三月一日(木曜日)

午前十時六分開会

委員の異動

二月二十八日

宮本 頼治君

江田 五月君

三月一日

内藤 啓三郎君

矢田部 理君

補欠選任
内藤 功君

秦 豊君

補欠選任
長谷川 信君

片岡 勝治君

補欠選任
上田 稔君

平井 卓志君

宮崎 正義君

大石 武一君

金井 元彦君

熊谷太三郎君

佐々木 満君

長谷川 信君

八木 一郎君

秋山 長造君

片岡 勝治君

寺田 熊雄君

安恒 良一君

内藤 功君

橋本 敦君

岡山 雅也君

秦 豊君

古井 喜實君

法務大臣

法務大臣

古井 喜實君

古井 喜實君

古井 喜實君

古井 喜實君

古井 喜實君

古井 喜實君

古井 喜實君

古井 喜實君

古井 喜實君

古井 喜實君

政府委員

法務政務次官

法務大臣官房長

法務大臣官房司

法法制調査部長

法務省民事局長

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局民事局長

事務局副

常任委員会専門

員

最上 進君

前田 宏君

枇杷田 泰助君

香川 保一君

西山 俊彦君

奥村 俊光君

本日の会議に付した案件

○民事執行法案(第八十四回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)

○委員長(峯山昭範君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨二十八日、宮本頼治君及び江田五月君が委員を辞任され、その補欠として内藤功君及び秦豊君が選任されました。

また、本日、内藤啓三郎君が委員を辞任され、その補欠として長谷川信君が選任されました。

○委員長(峯山昭範君) 民事執行法案及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○寺田熊雄君 ます、民事局長にお尋ねをいたしますが、この民事執行法案の第五十五条、七十七

条等の運用面におきまして、債務者が自己の手下あるいは悪意な暴力的な人物に依頼をいたしましたて、そして差し押さえ後に不動産を占有されて執

行を妨害せんとするような場合には、私どもの見解では、その債務者の委託によって不動産を占有する者は債務者の手足とか機関とかいうような見方をいたしました。つまり、債務者と同じ視してこれを排除するというのが可能だと思っております。この点いかがでしょうか。

○政府委員(香川保一君) そのとおりだと存じます。

○寺田熊雄君 次に、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律についてお尋ねをするわけですが。

第二条で民法の第三百六十八條を削除をいたしております。次に、三百八十四條第三項を削除しておるのでありますが、この点の「第三百六十八條を次のように改める。第三百六十八條 削除

第三百八十四條第三項を削る。」これは、よく条文を読んで考えれば、その趣旨が理解できないわけではありませんが、このことと、このところをわかりやすく御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(香川保一君) 民法の三百六十八條の規定は、御案内のとおり、質権者は民事訴訟法の定める執行方法によって質権に対する質権の実行ができるというように規定しておるわけでございます。その関係につきまして、民事執行法案におきまして、百九十三條で、およそ質権に対する担保権の実行手続を全部決めておるわけでございます。したがって、いわば民法の三百六十八條の規定が実体的な分も含めまして手続法である民事執行法案の百九十三條に規定されたということに相なりますので、したがって、民法三百六十八條を存置する必要はなくなる、こういうことでございます。

その次の三百八十四條の第三項の削除でございますが、これは、現行の三百八十四條の第三項は増価競売の場合の規定でございます。これにつきましても、やはり民法にむしろ規定するよりは手続

法において規定した方がベターであるということ、同種の規定を民事執行法案に持ってまいりましたので、したがってまあ必要がなくなると、こういうことで削除した次第でございます。

○寺田熊雄君 第二十七條の「道路運送車両法の一部を次のように改正する。」そして「第九十七條第一項中「強制執行」の下に「及び仮差押えの執行」を加え、同項に次のただし書を加える。このただし書きなるものは「ただし、仮差押えの執行で最高裁判所規則で定めるものについては、地方裁判所以外の裁判所が執行裁判所として、これを管轄する。」この「地方裁判所以外の裁判所」というのは、わかりやすく言いますと簡易裁判所の意味でしょうか。あるいは上級裁判所をさらに意味しますか。いかがでしょうか。

○政府委員(香川保一君) これは、発令裁判所、つまり仮差押え、仮処分命令が必ずしも地方裁判所には限りませんで、簡易裁判所で発せられることもあるわけでございます。そういう場合を考えた規定でございます。発令裁判所を考えたおるといふことでございます。したがって、高等裁判所も発令裁判所になる場合には執行裁判所になるということに相なるわけでございます。

○寺田熊雄君 ここで法務大臣にお尋ねをいたしたいのですが、先般来、民事執行法案につきまして、私ども不十分ではありますけれども、若干の質疑をいたしてまいりました。しかし、その不十分な質疑の中でも、法務当局の大変な御苦心と長い間の御努力といえますか、それは評価するにやぶさかではありませんけれども、やはり部分的に、運用面でどういふ結果が生ずるか、果たして

社会生活の実態に即応できるものかどうか、多少疑問を抱かざるを得ないような部分的な個所もないではありません。そういう点につきまして、やはりこういう国民生活に大変大きな影響を持つ法案の成立

法典でありますからして、この今度の法案の成立

で満足することなく、その運用の実態をよく見て、修正すべき箇所があるならば修正するというような作業をやはり今後も続けていくべきではないかと考えておられるのですが、その点、法務大臣としての御所感をちょっと承りたいと思います。

○国務大臣(古井喜實君) 御案内のように、ずいぶんこゝまで来ますには長い間法制審議会等でも審議をしたり、また世論に問うたり、その上に国会でも御審議を願って、その間にいろいろ有益な御意見も出ておると、こういうわけでありますので、一応こういうところできょうは発足をしてもいいのじゃないだろうかというふうな気持ちでおりますけれども、しかし、実際やってみるとどうもこのままでは何かを改善しなきゃいかぬというところも、これはなきにしもあらずだと思つて、何しろ広範な法律でありまして、実際手続もいろいろたくさんありますし、社会も変わるでしょうし、そういう点は、やってみながら、またいろいろ意見も聞きながら、一層完璧を期する意味で検討を加えることは、これは怠つてはいけません、やめてはいけません、そういうふうな気持ちでおりますので、この上も、幸いに来たからといって済んだというわけにはとてもいかぬだろうと思つております。御了承願います。

○寺田熊雄君 それから、もう一つちょっとお耳に痛いことを申し上げるのですが、前回の委員会で、橋本委員が執行官の問題で大臣に御質問いたしましたね。大臣のお答え、いきさか旧時代になじむような御答弁がございまして、まあちょっと執達吏時代の郷愁を感じさせるようなトーンがなきにしろあらずでありました。しかし、これは近代的な法律制度をわれわれが追求していくことになりまして、やはりいまのままの執行官制度でいいかどうか、多分に疑いなきを得ないわけでありまして。それから執行官自体が世人の尊敬を得るといふことを考えますと、その必要性を考えますと、やはり困窮した債務者から取り立てるもので自己の所得をふやすという経済的な結果に依存す

るといふようなことは、やっぱり好ましいことではないように思つておられます。

御承知のように、もう法務大臣も弁護士士の資格をお持ちでございますので、十分御承知とは思いますが、すべて執行費用は債務者の負担とするというふうな結果になっております。したがって、最も執行官の収入源である手数料が、困窮した債務者から取り立てるといふことに依存するということは、やはり国民として、国民の情感として、どうも同調しがたいものがあります。まあそれはみずから招いたことで、しようがないと言つてしまえば、なるほど理屈では割り切れますけれども、やはり情感としてどうも受け入れがたいものがあります。私法秩序を維持するということは国家的な問題で、私人相互間の自治にゆだねらるべきものではないので、これは国が私法秩序というものを守ることが大切だと、したがって、ある程度の出費を要することは当然なんだと、執行官の分野においてもまたそんなことは考慮するわけでありまして。したがって、願わくば、執行官を俸給制度にして、できるだけその手数料制というものを漸減、最終的には廃止していくのがあたりまえではないか、至当ではないかと考えるわけでありまして。こういう点について法務大臣が再検討をせられて、そういう面について前向きにお考えくださることを希望するのですが、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(古井喜實君) 前回の委員会でも、その問題に触れてお尋ねがあったり、私の考えを申し上げたりしたわけですが、私の節も少々私には煮え切れぬことを言つたように思つておるものであります。で、それはまあ、あの節も申しましたけれども、この処遇を合理化していくことは本当に考えていかなきゃいかぬと思つております。そこで、公務員といふかどうにか何でございまして、いわば鑄型にはめてしまふということに私がちよつと胸につかえるようなものがあったものですから、よし悪しのこともありまして、何でも役人役人、官僚組織のようなことにしてしまふこと

がいいものか悪いものか。それからメリットもあるけれどもデメリットもあるのです。きょうこの膨大な官僚組織を見ておつて、それは一方にはメリットもありましようけれども、デメリットもたくさんあるのです。これは全体論でなければ考へぬと、民主的な社会が生れないのじゃないかという気も生れないのではないのです。そこで、よその国の自治体などにも、シティー・マネージャ・システムとか、民間人を用いて、そして市の公の事務でも、四角四面なお役人式の者がやるのでなしにやつた方がみんなの気持ちにも要望にも合うし、かえって能率も上がるなどという例もあるのです。それで、私の気持ちの中に、何でも公務員一色、役人の官という字をつけてやるのが、そういう考え方がいいものかというふうなもの——全体論です、これは。——疑問が腹の中にあるのですから。

しかし、そんなことでもないかもしらぬし、特にこの執行官という具体問題になればまた執行官の問題として、あるいはもうそんな一般論などは抜きにして直進すべきものかもしらぬし、そこは私は、正直に言つて腹の中が十分固まらぬといふのか、そうだったのですから、ちよつと煮え切れぬことを申し上げたのです。否定する意味でも何でもないのです。これはもつと勉強さしてもらいたい。しかし、皆さんのこゝで出された御意見は、これは重々何つて、これをよくかみしめて考えてみなきゃならぬと、こういうふうな思つておられますのが正直なところでありまして、そういうふうな御承願したいと思つておるのです。拒否する意味じゃないのです。

それから、まあ私の知識は古いのですから、弁護士の知識。ただし、ちよつと何があるようですか、執達吏時代じゃなくて、執行吏時代ですか、まだ少しは……。それほど大昔の時代でもないです。多少このごろに近づいておるわけですから、こゝはひとつ御理解願つておきたいと思つておる。

○寺田熊雄君 終わります。

○宮崎正義君 執行法案の方をちよつと先に触れて、あと整理法の方にいきたいと思つておられますが、御案内のように、従来トン数が制定されておられませんが、しかも船舶は非常に小さな船でも価格が高いいわけですね。五トンぐらいでも、漁船なんかになりますと三千万から四千万という現在の価格の状態です。従来から、この権利関係というものは相当複雑な事案がずいぶん出ておるわけですね。私の手元にありますものを見ていきました。法曹会の決議とか、民事局長が言われたものの中にもいろいろなものがあるわけですね。「造船中の船舶であつて、抵当権の登記があるもの、竜骨または航の据付を終つたもの」とか、あるいは「三馬力ないし五馬力の機関または電気モーターを備へて運転している二〇噸未満の磯舟、川崎舟、鯨起舟等に対する強制執行は、民法七七一七条以下の規定を適用すべきである」とかというふうな、過去においていろいろの問題点がいろいろ出されておるわけですね。そういうふうな非常に複雑であつたというわけですね。

それと同時に、今回は二十トン未満を動産にして、二十トンから今度は不動産の取り扱いをして、船舶の国籍証書を与えて登記をさせるというふうなことになるわけでありまして、この商法の二十トン規定したその時代ということも、今日の時代に、船舶の近代化されている、精密化されている船舶の形態からいまして、それでその二十トンの単位で、限界点でいんだらうかなという疑念があるわけですね。素朴な疑問ですが、特に漁船なんかにはいまして、五トンでも二百海里のところまで行けるような状態の力がありますし、特にまた四・八だとか九・九だとか、いろいろの問題があるために二十トン未満にしてやつておるような船舶の状態等も御案内のようだと思つておる。いづれにしましても、そういう船舶の力という

ものが時代に即応したやほり考え方に持つていくようにしていかなきやいけなないんじやないかと、こういうように思うわけです。これは私の考えであります。そこで、そのことを一つお伺いをしながら、百十五条に、「船舶執行の申立て前に船舶国籍証書を取り上げなければ船舶執行が著しく困難となるおそれがあるとき」、この「著しく困難となるおそれがあるとき」という、この「著しく困難」ということ。それから後尾の方に、「急迫の事情があるときは、船舶の所在地を管轄する地方裁判所も、この命令を発することができぬ。」この「急迫の事情があるとき」、実務でどんなふうなことを言うているのかですね、この二点についてお答えを願いたいと思います。

○政府委員(香川保一君) この法案の百十五条一項の「船舶執行が著しく困難となるおそれがあるとき」と申しますのは、船舶は常に航行を目的とするものでございますので、航行中におきましては船舶執行ができないわけでございます。したがって、当該船舶が長く港に停泊しておればともかく、港に入つてすぐまた出ていくというふうなことになるかと、著しく困難どころか、不可能になってしまうわけでございます。そういう場合に、その船舶の航行をいわば事実上差しとめるといふようなことが必要になってくるわけでございます。そういう意味から、そのままにしておけば船舶が出港するために執行ができなくなる、そういうことを考えた規定でございます。

それから、「急迫の事情」も同じようなことではないかと、これもやはり港に入つてすぐ長期の航海に出て、次に港に入つてくるのが相当先になるというふうな場合、しかしま執行しなければ債権の回収ができなくて債権者自身が困るといふようなことがございました場合に、一時停泊しているその船舶所在地の裁判所においてこの命令を発することができるようになっておこうと、こういう趣旨でございます。

○宮崎正義君 主にどういふ船舶をねらつたものですか。

○政府委員(香川保一君) 国内船と申しますか、わが国の港を転々と移つておるといふふうな船舶の場合には、さして、こういうふうな「急迫の事情」といふふうなことはまずなからうと思つておりますが、外航船舶、つまり外国に行つてしまふというふうな場合が典型的な例として考えられると思つております。

○宮崎正義君 外国船のことなんかにつきましては、また後で送達事項等いろいろ伺つておきたいと思つております。

私が最高裁判所の事務局の方からいただいた資料があるのですが、「五十二年 船舶に対する強制競売、任意競売既済事件数」という五十二年十一月二十九日の書類をいただいているわけですが、前回の委員会を参考人の方から船舶のことに一言触れられたけれども、東京地裁の方では一件ぐらいしかなかったという参考人の話でございましたけれども、全国的にいきましたと相当な件数があるわけでありまして、五十二年度だけでもかなりの隻数があるわけでありまして、そういうふうなことから考えまして、私は、特に今後漁船なんかは、これは原簿に当然載つておるわけでありまして、五トン以上になりますと問題点が非常に出てくるのじゃなからうかと思つておるわけですが、そういうものもひつくるためのデータだと思つておるのですが、この中の強制競売あるいは任意競売の中に「その他」といふことがありますが、「その他」の主なるものはどういふものがあるのでしょうか。これをまずお伺いしておきたいと思つております。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) ただいまの「昭和五十二年 船舶に対する強制競売、任意競売既済事件数」についての御説明を申し上げますと、同年度の強制競売の事件といたしましては合計して十九件ございまして、それがその既済の事由といたしましては、取り下げが十六件、その他が三件、こういうことになっております。それから、任意競売の方におきましては、総数が百四十五件、既済事由のうち終結になりましたのが四十六件、棄却または却下で終わったものが二件、取り下げが六十二件、その他が三十五件、こういう結果になっております。

それで、「その他」といふことでございますが、これは、競売法による競売手続に対して、それが進行している間にその同一の目的物について強制競売の申し立てがあつて、記録添付されて配当が実施されたという場合、それから二つの強制競売の申し立てがありまして、後の申し立てが最初の執行記録に添付されたというふうな場合には、後の事件は「その他」といふことで既済の扱いをしておるわけでございます。それが一つ。

それから二番目は、会社更生計画の認可決定、会社整理開始決定、特別清算開始決定、それから和議開始決定の確定によりまして、それまで中止しておりました強制執行、競売法による競売等の手続が失効した場合、これも「その他」として処理をいたします。

それから三番目は、強制執行事件の進行中に同一の債務者に対して破産宣告があつた場合には「その他」といふことで処理をいたします。

それから四番目は、競売許可決定確定した後、債務者が費用及び債権額を全額償還者に弁済して、結局競売代金が全額債務者に返されるようになったというふうな場合には「その他」として処理しているという、その四つの場合が含まれておるわけでございます。

○宮崎正義君 その内容については、いろいろな事例を私も伺つておるわけですが、時間がございませぬので、きょうは割愛をしたいと思います。

うに私は見ているのですが、そう解釈してよろしゅうございませぬか。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 船舶の監守保存処分が行われましたのは、件数から言いますとかなりの件数になります。そのうちで、執行官が監守保存処分を命ぜられた分と、それから執行官以外の方が命ぜられた分とがございまして、いずれにしても、その中には執行官が監守保存処分を命ぜられておる件数の方が多いのはなからうかというふうな思われまふ。それからまた、全体として監守保存処分がなされる場合が、なされないのに比べると多い割合になっておると思つておる。やはり船舶が移動しやすいものであるという特殊な困難性に基づいて、そういう監守保存処分がなされておるのであるというふうな推察されるわけでございます。

○宮崎正義君 この中には、たった一つだけ、松山の宇和島の支所の方で四・七三というのがありますけれども、概してこれをずつと見ていきました。普通の汽船関係が多いようですが、いずれにしても、いま答弁がありましたように、相当船舶のことについては非常にむずかしい問題が伏在されているということを知承をなさつてのことだと思つておる。

そこで、決められた時間が余りありませんので次へ進んでいきますけれども、百十六条の「執行裁判所は、差押債権者の申立により、必要があると認めるときは、強制競売の開始決定がされた船舶について保管人を選任することができる。」この保管人の選任ということが規定されておる。この保管人と、それからこの中の四項の「第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から第九十三条までの規定は、第一項の保管人について準用する。」というふうな規定は、この規定で言う管理人とこの保管人とはいふ違ふのか、保管人とはどういふふうなことを主体として管理人とどういふふうなことを主体として御説明を願いたいと思つておる。

第三部 法務委員会会議録第六号 昭和五十四年三月一日【参議院】

て、特に夜間における送達というのは、現在郵便送達ではできないわけでございます。最近におきましては、御承知のとおり、夫婦共かせぎの者も多岐にわたってございまして、昼間においては留守にされておる、どうしても夜間送達でなければできないというふうな事例がふえつつあるわけでございます。そういったしまして、郵便送達では現実的にこれはやっていただけないわけでございます。そういう場合には現在では執行官送達による送達を得ないというふうなことで、少なくとも現状におきましては執行官送達を廃止するというわけにはまいらぬわけでありまして、しかし、裁判所の関係での送達事務を考えました場合には、やはり裁判所がそういった関係を確保ならしめる、そういうこと、いわば送達機関について責任を持ち、十分な監督あるいはその運用についていろいろの方策をみずから講ずることができるような機関でもって送達を考えなければならぬわけでございます。そういう意味から、現在ではそういうものとして執行官送達があるわけでございますけれども、他方、果たして現在の執行官送達、それが執行官の立場も含めて考えました場合に、これはいかという問題は確かにあるわけでございます。したがって、早急にこの送達のあり方、送達機関の問題も含めまして、やはり検討を急がなきゃならぬ問題であるというふうな考えをしております。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 送達の関係は、たゞいま官崎委員が御指摘になられたように、その送達が完了したかどうか、内容が正確に告知できたかどうかということが非常に問題でありまして、裁判手続の関係では、一々事前に送達できたかどうかということをチェックして手続の進行を図っておるわけでございます。そういう意味では、送達は間違いなく実施されておるといふことが前提であります。そういう効果の面と、それから送達事務自体の姿と申しますか、それが非常にアンバランスな形になっておるわけでございます。送達行為自体は、極端に申しま

すれば、てくてく歩いて行って人に物を渡すという形になっておるわけでございます。そういうことで、裁判所の立場といたしましては、執行官は送達実施機関の一つにはなっておりまされども、本来の仕事はやはり執行事務を適正かつ十分にやっていたらどうかということに主たる責務があるというふうな考えをしております。なるべく送達の関係の負担を除きたいというふうな考えをしております。そういうことで、従前は数万件の送達事務が、事件数がありませんでしたけれども、最近では、なるべく郵便送達を原則にしてやっていくという指導をしてまいりました結果、最近では非常に数は少なく、一ころに比べると二〇%程度に減少しているという実情にございます。しかし、それは申ししても、先ほど御指摘ありましたような郵便事情による送達の実施不可能、不能な面がございまして、そういう場合にはどうしても執行官の送達に頼らざるを得ない。むしろ、その面では執行官に頼めば必ず送達をやり遂げてくれるという意味での信頼を私どもは持つておるわけでございます。そういうときには、夜間の執行、夜間の送達あるいは休日の送達ということ、なるべく送達を受ける人が送達場所にいることが間違いないような時間帯を見計らって執行、送達をしようというふうな体制になっておるわけでございます。そのかわり、それに基づきまして、休日に出なければいけない、あるいは夜間に行かなければいけない。夜間の場合には、最近の都市の状況から申しまして、なかなか場所の識別が困難である。大きなビルあるいはマンションの同じような建物がある中で、建物を識別して、その中でまた部屋を探し歩かなければならないというふうな面で、一回行っただけで済むかどうかというふうな苦勞もなされておるようございまして、そういう点では、かなりの労力を使っているというところがございます。そういうことによつてそれが執行事務の方に悪い影響を及ぼしては困るというふうにも考へるわけですが、現状においてはどうもいかんともしがたいという

ことでおるわけでございます。○委員長(峯山昭範君) 委員の異動について御報告いたします。本日、矢田部理君が委員を辞任され、その補欠として片岡勝治君が選任されました。○宮崎正義君 参考人の田中一志参考人が、この区域が廃止された場合の、今度は具体的なその仕方というか、施行法というか、それをどういうふうなことをやるか、具体的な案というものが煮詰まっていけないのじゃないかというふうな御意見もございましたけれども、いまお話がありましたように、夜間をねらうということ、昼間行つてもだめだから夜間ならばいられるだろうということ、夜間が中心になってくる。また、夜間に行つてもだめだから日曜日ならいられるだろうというふうなことで日曜も夜間も返上してこの事務に当たつておられるということ、お話もございましたとおりでありますし、われわれが考えているようななまやさしいことじゃないと思つておるわけですが、そういうことで、裁判所法六十二条から、今度は四十二年にできました執行官法の八条、「手数料を受ける場合」、「執行官は、次の各号に掲げる事務ごとに、その手数料を受けるものとする。」と、このようにこの条文で明らかになつております。この附則の十條の二を見ますと、「刑事事件及び少年の保護事件における書類の送達については、当分の間、この法律中手数料に関する規定を適用しない。」と、こうあります。何年たつたらこの「当分の間」がとれるのか。「当分の間」。この前も私は、ほかの法案の問題のときにも、この「当分の間」ということについて伺つたことがあるのですが、これらのことにつきまして問題点が相当残されております。さらに、衆議院の附帯決議の中からも送達の問題等がある取り上げてあるわけですが、この「当分の間」というのはいつまでを指して「当分の間」と言うのでしようか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 「当分の間」といいますのは、いわば期間を明記することができない場合に使う言葉でございますので、ここで何年間というふうなことが表現されているというわけはございませぬが、こういう言葉が使われる場合には、このことはいわば暫定的なものであつて、なるべく早い時期に検討し解消されるということの期待が込められて表現されているものであるというふうな承知いたしております。○宮崎正義君 期待が込められているだけじゃしようがないと思つておるわけですが、しかも、これも何年たつていられるんですか。何年たつて、まだ期待を持たないといけないんです。○政府委員(枇杷田泰助君) 四十一年にこの法律ができたわけでございますので、約十三年間経過をいたしておるわけでございます。刑事送達についての関係についてはかねがね問題があるわけでございますが、この四十一年の法律ができたころにはかなりの量がございまして、それについてにはわかに手数料の中に盛り込むということが実際上なかなかむずかしいところから、こういう規定が設けられたものと思つておる。現実的には、刑事送達につきましても逐次その量は減つておるといふふうなこともございまして、制度的には何らの改善、改正がなされておりませぬけれども、実務的には漸次役場における刑事送達の事務量は減少するといふ方向に指導されておるものといふふうな承知いたしております。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 送達に關しましては、先ほど来申し上げましたように、なるべく減少させる方向で努力していきたいということでございます。現在、東京都内におきましても二十三区のうち三区しか残らないで、あとはもう郵便送達に切りかえておると。その三区についてもなるべく切りかえるように努力をしておるという段階にあるわけでございます。そういう

ね。そういう意味で、私的な民事紛争というのは双方の和解やまた誠実な解決ということが基本的な私望されると思うのですが、こう限ってしまわないと限度がなくなるとおっしゃる意見もわかるのですが、そういうぎりぎりの場合に当事者間の解決が具体的に見込まれるというような事情がある場合、そういう場合に債権者と債務者が双方で強制執行の停止もしくは延期を、三回目になるけれども文書でお願いをしたという場合に、この三十九条三項の規定によりまして、それはもうあれですか、執行官もしくは執行裁判所としてはどうにもならない強行的な規定だと、こうなってしまうのでしょいか。

○政府委員(香川保一君) この規定は、理屈を申しますと相当無理のある規定だということは十分承知いたしております。しかし、今日の競売の非常な遅延している実態の最たる原因がこの弁済の猶予を証する書面の提出による停止の悪用と申します。それが一番大きいわけでございます。そして、そういうことから、今回の法案におきまして、できるだけ競売手続を迅速に進めるといふことからかような強力的な制限を課したわけでございます。ただ、おっしゃるように、全く形式的に、二回、しかも六月というところを経過すればあくまでも競売を強行するといふふうなことは考えていないわけでございます。御承知のとおり、この手続の統行的なものとして売却期日の指定があるわけでございます。したがって、債権者、債務者間で真摯にできるだけ早く話がつくといふふうなことが裁判中に明らかになりますれば、当然、裁判所としては売却期日の指定を先に延ばすといふふうな運用でやるべきだろうと。しかし、背景にやはりこういう規定がございますと、それがまたずるずる延びるといふふうなことになっては、他の債権者に非常に迷惑を及ぼすわけでございます。その中で、まあ債権者、債務者間の真摯な話し合いが実を結ぶような配慮もしなきゃならぬと、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○橋本教君 いま売却期日の指定をある程度幅をもたして延ばすという運用の方法というところをおっしゃいました。私もそれはあり得ることだし、やっていただきたことだと思っております。だから、これもまた運用の問題にかかるとは思いますが、そういう弾力的な運用というところで私的紛争の当事者間の誠実な私的解決をも期待するといふことはぜひやってほしいのですが、そういう運用については最高裁としてはどういってお考えでしょうか。あるいは、そういう運用が可能であるという問題については、この三十九条三項について特段の事情のある場合は特例を認めるということも規則で示しておくということによって、いま民事局長がおっしゃった弾力的な運用を図る余地をほつきりしておくということもいいたすのではないかと申しております。最高裁のお考えはいかがでしよ。

○最高裁判所長官代理者(西山俊彦君) 後の方から答え申し上げます。最高裁判所では三十九条三項についての弾力的な運用を許容するような規定を書くかということについては、考えておらないわけでございます。それで、現在——現在というのか、いま考えておりますところでは、裁判所の方でもうすでに指定して公告までした不動産の競売期日につきましては、三十九条一項八号の弁済猶予書面の提出があった場合に、この三項の規定に違反して二回を超え、あるいは通じて六月を超えて手続を停止するといふことは一般的には考えられないところがあります。しかし、そういうことは、この新しい規定が従前のわれわれが実務をやっております際に痛感させられた手続の遅延といふことの防止といふことについて非常に適切な規定であるといふふうな考えでおるわけでございます。そして、そういう点では、この三項の規定を超えて手続を停止するといふことは、恐らく実務の取り扱いとしてはあり得ないことだろうと思っております。しかし、この規定は、私どもの見るところでは、いわば当事者の方から権利として二回にわたる六月月間にわたるといふふうな読めるわけ

でございます。要するに、当事者の権利として弁済猶予書面による執行停止の回数と期間について制限しているといふことでございます。裁判所が職権によって売却期日を延期するといふことまでこの規定で制限されているかどうかということについては、むしろ制限されていないのだというふうに考えておるわけでございます。したがって、三十九条三項をしっかりと規定に適用したのでは正義に反すると思われるような特別な事情があるときには、職権によって売却期日を延期するといふ運用も考えられるところであろうかといふふうに思っております。ただ、この三項の趣旨が、当事者間の合意による執行手続の延期を認めないというところにあることからいいますと、いま申したように、職権で売却期日の延期を制限してはならないからといって安易に延期を認めるといふことは適当でなからうといふふうな考えでおるわけでございます。なお、競売期日が指定されたわけがあるはその公告される前にこのような書面の提出がある延期の申し出があったという場合には、まだ関係者というのか、利害関係を持っている人の出現というものは、いまま申し上げたところよりもっと弾力的な運用が考えられるのではなからうかといふふうな考えでおるわけでございます。

○橋本教君 これは事情による問題ですから、いま言った弾力的な運用といふことも、法全体のたてまえなり趣旨を崩さないような範囲でぜひお願いしたいと思っております。ただ、最高裁の局長がおっしゃったことに関しましては、債権者自身が弁済を猶予するといふ正当な真摯な意思を表明をし、債務者もそのために誠実に弁済をするを約している、こういう状況があるときに、一応の国家的な手続は進んでいくけれども何が何でも競売をしないやならぬのだということになってしまふところがあると思えます。ただ、競売期日の指定、その他関係者がそういう手続に乗ってきているといふ、その利益も考えなければならぬとい

う趣旨はいまおっしゃった中にあるのだらうと思っております。しかし、私、やっぱり債務者から弁済を受けるためにその持っている不動産ないし財産を処分するという法的、国家的な処分を強行的にやるわけですが、これは債権者もそれを望んでいない、そしてまた弁済の見込みが誠実にあると双方で話ができている場合に、国家的立場で進めた手続をあくまで進めなければならないか、そういう問題はやっぱりある問題ですからね。だから、いまおっしゃった職権による処置ということも弾力的な運用の中でぜひとも事情によっては考えていただく必要があると、私はこう思っております。この点はそういう立場でお願いをし、また、局長の答弁も私の趣旨とそう違わないといふふうに理解をして、この点は終わります。

次に、整理法との関係ですが、膨大な関係法律の整理が提案されました。浦野参事官から私説明をいただきました。この膨大な関係法の整理に大変な御苦心と御苦労があったことを伺いまして、敬意を表しておるわけですが、一般的に言いますと、この関係法令の整理は、いわゆる字句の修正、あるいは整合性を持たせる整理ということにとどまっておるといふお話ですから、そのとおりだと思っております。大体そういうことには間違いないかと思っております。物によっては、たとえば立木に関する法律あるいは公証人法、これなどは新設の規定があるわけですね。この新設といふことの趣旨も、実質的には立本法の改正、公証人法の内容の改正といふことにならず、全体の整理統合の範囲内だといふように理解できるのじゃないかと思っております。その点間違いないか。

○政府委員(香川保一君) そのとおりでございます。つまり、民事執行法において法定地上権の制度が御案内のとおり改められました場合に、同じ性質の他の法律における扱いがそれと著しく異なることではやはり整合性がないわけでございます。ですから、やはりこれは必然的に同じ趣旨に改めるというののが妥当であらうと、かような配慮

でございませう。

○橋本敬君 以上で質問は終わります。

○委員長(峯山昭範君) ほかに御発言もなければ、質疑は結局したものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認めます。

寺田君から委員長の手元に民事執行法案に対する修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございませう。

この際、本修正案を議題といたします。

寺田君から修正案の趣旨説明をお願いします。

○寺田熊雄君 私は、ただいま議題となつております民事執行法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党及び新自由クラブの各派共同に係る修正案を提案いたします。

まず、修正案の趣旨について御説明いたします。原案の第五十五条は、売却のための保全処分、第七十七条は、最高値買い受け申し出人または買い受け人のための保全処分、また、第八十三条は、買い受け人のための引き渡し命令について、それぞれ規定いたしております。

これらの規定に對しましては、差し押さえ前より合法的に不動産を占有している労働組合や労働者の権利を不当に脅かすおそれがあるとする労働界の意見がありました。その意見の是非はひとまじりおくといたしましたが、第五十五条及び第七十七条は、差し押さえ手続中、買い受け人が所有権を取得する以前の段階におきまして、占有者の権原の存否が未確定のまま、これらの占有者を排除し、不動産を執行官の占有に移す等の保全処分を認めんとするもので、不動産に対する物理的な価格減少行為を防止する法的手段は他に幾多あることを考慮いたしますと、正当な権原による占有者の立場の配慮に薄く、債権者の保護に厚いきらいがあるという批判を免れないと考えます。また、

第八十三条も、引き渡し命令という簡易な債務名義により、あとう限り有利な状態で不動産を買い受け人に引き渡そうとするものでありますが、これにより、差し押さえ前より正当な権原により不動産を占有する者の排除まで認容せんとすることは、これまで前同様の批判を免れず、かかる占有者の排除については、買い受け人をして通常の訴訟手続によりその権利の実現を図らしむることが、むしろ妥当と考えられるのであります。

本修正案は、以上の点の是正を図らんとするのであります。

修正案の内容は、次のとおりであります。第一は、差し押さえ後の不動産価格を減少させる行為を未然に防止するための保全処分の相手方を債務者とするのであります。

第二は、最高値買い受け申し出人または買い受け人に対し不動産の引き渡しを困難にする行為等を防止するための保全処分の相手方を債務者とするのであります。

第三は、代金を納付した買い受け人のための不動産引き渡し命令の相手方を、債務者または事件の記録上差し押さえの効力発生前から権原により占有している者でないこと認められる不動産の占有者とするのであります。ただし、差し押さえの効力発生後に占有した者で、占有権原を買い受け人に対抗することができるものと認められるものは、この限りでないものとすることでありませう。

以上が修正案の趣旨及び内容であります。委員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○委員長(峯山昭範君) それでは、ただいまの修正案に對し質疑のある方は順次御発言願います。別に御発言もないようですから、これより両案並びに修正案について便宜一括して討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○寺田熊雄君 ただいまの修正案につきまして、私自身いまその提案理由の御説明を申し上げ

ましたように、この修正案にまず賛成の立場を明らかにするものでございませう。

この修正は、先般衆議院におきまして、第五十五条の削除、第七十七条は削除または修正の希望意見がございまして、政府において十分これを配慮する旨の御答弁があったものに係るわけでございませう。このような経緯にかんがみまして、本修正は時宜を得たものではないかと考えておるわけでございませう。

まず、その立場を離れて意見を申し述べたいと存じますが、民事訴訟法は、御承知のごとく、明治二十三年にできました法律でございませう。なお、競売法も明治三十一年の法律でございませう。この民事訴訟法、競売法は国民生活に非常に大きな影響を持つ法律でございませうので、今日に至るまで部分的な修正は幾多ございませう。しかし、この民事執行法案のごとき大規模な改正はいままでなかったものであります。今回の改正は、この民事訴訟制度のうち、執行部門を占める執行関係の法律のいわば大改正、画期的な改正と目されるのであります。その改正の趣旨の中に流れるものは、債権者及び抵当権者の保護と申しますか、強制執行をできるだけ迅速にこれを行ひ、債権者及び抵当権者の地位を守らんとする立場であるように思われるのであります。その意味におきまして、資本主義的な法律の立場を厳守するものであることは申すまでもございませうけれども、従来のいろいろさまたげな欠陥を補完したという立場におきましては、私もこれを高く評価するにやぶさかではございませう。

ことに、従来さまざまに面々で学説や判例が非難をいたしておりました。たとえば、法定地上権が、所有者を同じくする建物及び土地でありました場合にその一方が競売に付せられた場合に法定地上権が成立するものなりや否や、あるいは引き渡し命令の性質なり、その対象となる相手方がどの範囲であるかなどにつきましては学説も判例も千々に乱れておりました。しかし、それを本法案は一挙に解決を図ったのであります。そういうような立場

では、私もこの新しい法案の意図するところを十分に了解することができるとは思いません。

しかし、そうは申しませんが、この法案が果たして国民生活の現実の需要に、あるいは必要性にマッチし得るものかどうか、これは今後の運用にまたなければなりません。私は、先ほど法務大臣に御質問申し上げたのでありますけれども、たとえば商法二百九十五条、民法にも同じくございませうけれども、労働者の労働賃金、あるいは雇用関係から生ずる債権の範囲などにつきましては、まだ私どもと政府当局との間で必ずしも意見が一致するものとは思われませう。また、差し押さえ禁止範囲などにつきましても、私どもと政府当局との間に意見の相違がありますことは質問の段階で明らかになりました。また、執行官制度につきましても、私どもは、昭和四十一年の執行官法が成立いたしましたときの衆議院の附帯決議が十分に尊重され、実行に移されたとは考えておりませう。これらは、今後の運用と同時に、十分政府当局におかれてこれを検討され、現実の国民生活の要請にマッチするように改正をなさるよう、私どもとしては強く希望をいたす次第でございませう。

それから、いま一つは、この法案が、従来民事訴訟法の中に規定されていきましたものを最高裁規則にゆだねた部分が非常に多く見受けられるのであります。民事訴訟法にこれを規定いたしますと、これは国会の審議を経るわけでございませうけれども、最高裁規則の場合は、われわれ国会議員が全然これにタッチする機会が与えられておらないのであります。そういう意味におきまして、最高裁規則を制定される最高裁当局におかれては、その規則の制定に当たって国民の各界各層の意見を十分に取り入れて、過誤なきを期せられたいと考えるのであります。

以上の点を申し述べまして、私の討論といたしたいと存じます。

○宮崎正義君 民事執行法案に賛成の立場の上から意見を申し上げます。

昭和四十三年十一月から、その後の本執行法案を改正するのに努力をなされ、法務省民事局参事官室で取りまとめた参事官第一次試案及び第二次試案として公表をされておりました、広くこのことは実務家に大きな関心を起こしておりました。そういう長い歴史の中で、大変紆余曲折の本法案が提案をされてまいりまして、これからこの立案当局がいかにこれを生かしていかれるか、改正作業に一切の終止符を打ったようなもの、今後の実務の運用にゆだねられるということになってまいります。このことにつきましては、いまもお話がありましたように、最高裁判所規則等によって決められることが多いわけですが、その中でも特に私は、衆議院の四十一年の附帯決議、この四項目につきましては、いまの時点から一つ一つの項目について再検討をしていられるように、そして、少なくともこの民事執行法案の施行をするその期日ごろまでには、何らかの一つ一つの項目が実施ができたというような配慮を希望をいたしたいと思つております。そういう実務に当たる執行官の問題等を考えますと、これに携わる事務をなさっている職員の方々の処遇等もこの四項目の中に明らかに明示されております。今回の当委員会における各委員の質問あるいは政府の答弁等に基づきまして、この民事執行法案の施行が国民にわかりやすい法律にその施行ができるように希望を述べて、私の意見といたします。

○橋本敦君 私も、本修正案並びに法案に賛成の立場で一言意見を述べたいと思つております。いま寺田委員あるいは宮崎委員から御意見がありました。今日この執行関係法がこのような形で大きく近代化の方向へ整合されるという、そのことについては基本的な関係者の御苦勞を謝すると同時に、賛成するものであります。しかし同時に、これが実際の運用という場合において、当委員会でも議論がされましたように、執行官並びにそこで働く職員の方々の地位と生活、権利の保障という執行官の実務体制を含めた近代化という点で、これがこのままなおざりにされてはならぬ

と、この問題は、当委員会でも強く指摘されたいという問題です。質疑の中でも、最高裁判事局長は、本法案が五十五年秋には施行されるという、そういうことを踏まえてせつ々かの努力をするという、そういうお話もございました。ぜひともこの点については、手続問題の根本的な見直しと、それから決議を踏まえた公務員体制下への移行という問題を具体的な日程に上せて、抜本的な検討を進めていきたいと思いますのであります。

○委員(長) 御異議ないと認めます。

第二点として、この執行法案の審議に当たりまして、私は、当参議院においては参考人の意見の聴取あるいは競売場の視察等を含め、各派協力で慎重な審議が遂げられた上に、労働組合等から強い意見もあり、問題となった関係法令について各派共同で修正の努力が実るといふ、こういうことについて私は文字どおり参議院らしい審議ができたということを喜んでいられるのであります。ただ、今後の運用の問題につきまして、きょうも私は質問で指摘をいたしました。この執行体制の整備、債権者の保護ということに重点が移り過ぎて、その中でも小口債権者ないしは債権者の生活、権利の保全という面で運用上十分配慮をしていただきた点が多々あることも事実であります。今日厳しい不況の中で誠実に働きながら、どうしても債務の負担に苦しむという、そういう市民あるいは中小企業、そういう生活関係が多いことにかんがみましても、私はこの運用の中で執行体制あるいは手続を進める上で、執行官を含む皆さんが十分に市民の債務者となった人たちの生活の保全をも考えるという、そういう気持ちを強く感じたい点が多々あります。そういう点で今後の運用に期待をして、賛成の意見を終わります。

○委員(長) 御異議ないと認めます。

○委員(長) 御異議ないと認めます。

○委員(長) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。民事執行法案及び同案に対する修正案について採決いたします。寺田君提出の修正案を問題に供します。寺田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員(長) 御異議ないと認めます。

○委員(長) 御異議ないと認めます。

○委員(長) 御異議ないと認めます。

同条第二項中「不動産を占有する債務者又は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができないもの」及び「その命令に違反した者」を「債務者」に改め、「場合において、特に必要がある」を削る。

○委員(長) 御異議ないと認めます。

○委員(長) 御異議ないと認めます。

○委員(長) 御異議ないと認めます。

昭和五十四年三月二十四日印刷

昭和五十四年三月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局